

## 岩手県地震・津波被害想定調査業務事業者選定プロポーザル実施要領

この「岩手県地震・津波被害想定調査業務事業者選定プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）は、岩手県が実施する「岩手県地震・津波被害想定調査業務」（以下、「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

### 1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により受託候補者を選定し、「資料 2 岩手県地震・津波被害想定調査業務仕様書」に掲げる業務について、岩手県と受託候補者が協議の上、契約を締結するものであること。

### 2 本業務の概要

#### (1) 業務名

岩手県地震・津波被害想定調査業務

#### (2) 業務内容

「資料 2 岩手県地震・津波被害想定調査業務仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 29 日まで

#### (4) 委託上限額

本業務の委託上限額は、32,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。  
なお、委託上限額を超える額で提案した事業者は、失格とする。

#### (5) 業務成果の帰属

本業務に係る一切の成果品は、発注者に帰属する。

### 3 業務提案を求める内容

「資料 3 岩手県地震・津波被害想定調査業務提案書作成要領」のとおり

### 4 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げるプロポーザル参加資格（以下、「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

また、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、岩手県との契約の当事者は当該代表者とする。

#### 【参加資格要件】

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないものであること。（一般競争入札の参加者資格）
- (2) 国または地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定す

- る更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 団体の代表者、役員等、団体の運営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
  - (5) 地震・津波被害想定調査に関するノウハウ及び体制を有していること。
  - (6) 過去10年以内に国又は都道府県の「地震・津波被害想定調査業務」を良好に実施した実績を有すること。
  - (7) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
  - (8) 岩手県内に本社、支社、又は営業所等を有する者であること。

## 5 事務局

岩手県復興防災部防災課

住 所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1（岩手県庁4階）

TEL：019-629-5155

FAX：019-629-5174

E-mail：AJ0009@pref.iwate.jp

担 当：防災危機管理担当 菊地

## 6 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

### (1) 関係書類の入手方法

以下において配付する。

- ① 岩手県ホームページ「入札・コンペ・公募情報」  
岩手県ホームページ トップページ > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > コンペ
- ② 「5 事務局」の場所

### (2) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受付・回答

本業務及びプロポーザルに関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

- ① 受付期間：令和3年5月28日（金）17時まで
- ② 提出先：「5 事務局」に同じ
- ③ 提出方法：「様式2 質問書」に内容を簡潔に記入の上、原則電子メール又はFAXにより提出するものとする。
- ④ 回答方法：受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめ、全ての参加者に周知するものとする。なお、その際は、質問者名は公表しない。

### (3) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり必要書類を「5 事務局」に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- ① 提出期限：令和3年5月28日（金）17時まで
- ② 提出先：「5 事務局」に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。
- ④ 提出書類：（様式1）参加申込書、（様式4）会社概要、（様式5）業務実績  
※ 共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ提出すること。
- ⑤ 確認結果：参加資格の確認結果は、令和3年6月3日（木）までに文書により通知する。

- ⑥ 留意事項：上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。

参加申込書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とすることがある。

参加者は、下記「7 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

#### (4) 参加資格が認められなかった者に対する説明

確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県に対して、文書（任意様式）により、その理由の説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和3年6月9日（水）17時まで
- ② 提出先及び提出方法：「5 事務局」まで電子メール又はFAXにより提出すること。
- ③ 回 答：岩手県は、説明を求められたときは、令和3年6月16日（水）までに、説明を求めた者に対して、電子メール又はFAXによりその理由を回答する。

#### (5) 業務提案書の提出

参加者は、「資料3 岩手県地震・津波被害想定調査業務提案書作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた業務提案書を、次により提出するものとする。

- ① 提出期限：令和3年6月11日（金）17時まで
- ② 提出書類：「資料3 岩手県地震・津波被害想定調査業務提案書作成要領」に掲げる書類
- ③ 提出先及び提出方法
  - 「5 事務局」まで持参又は郵送により提出すること。
  - 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
  - 郵送の場合は、封筒の表に「プロポーサル提案書在中」の旨を朱書きし、①の日時までに必着のこと。

#### (6) 業務提案の無効

参加申込書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された提案。
- ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案。
- ④ その他企画競争に関する条件に違反した提案。

#### (7) プロポーザルへの不参加

- ① 参加申込書類の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、「7 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルに参加しない場合は、プロポーザル実施日の前日までに、「様式10 参加辞退届」を、上記「5 事務局」まで持参又は郵送により提出すること。
- ② ①によりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、岩手県が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。

## 7 受託候補者の選定方法等に関する事項

### (1) 受託候補者の選定方法

参加者の業務提案の審査は、「資料4 岩手県地震・津波被害想定調査業務プロポーザル審査要領」に基づき、選定委員会において行うものとする。

### (2) 選定委員会（プレゼンテーション）の開催

※ プレゼンテーションの開催日や場所、方法については、新型コロナウイルス感染症に係る社会状況に応じて変更する可能性があります。

#### ① 開催日 令和3年6月21日（月） 予定

（事前接続テスト 令和3年6月17日（木） 予定）

#### ② 場 所 選定委員は岩手県庁舎内において、参加者はそれぞれの職場等からWEB上で会議システム（Zoom）を利用して審査を実施する。開催時間等の詳細については、参加者宛て別途連絡します。

#### ③ 開催方法等

- 審査は、参加者から提出された業務提案書に基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、業務提案書以外の追加資料等を配信することは認めない。
- プレゼンテーションの順番は、上記「6(3) 参加申込書の提出」に掲げる書類の提出があった順とする。
- プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分（説明15分、質疑応答15分）とする。

### (3) 受託候補者の決定

「資料4 岩手県地震・津波被害想定調査業務プロポーザル審査要領」のとおり。

## 8 契約に関する事項

### (1) 契約書作成の要否

要

### (2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

### (3) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、受託候補者と岩手県が協議の上決定する。

### (4) 契約結果の公表

岩手県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県のホームページ上で公表する。

## 9 公正なプロポーザルの実施の確保

- 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。
- 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して業務提案書を意図的に開示してはならない。
- 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポー

ザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 10 その他

### (1) 提出書類の取扱い

- ① 参加者が岩手県に提出した書類（以下、「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- ② 提出書類は返却しないものとする。
- ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

### (2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

### (3) スケジュール（予定）

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① 県ホームページによる募集開始 | 令和3年5月21日（金）      |
| ② 質問の受付期間        | 令和3年5月28日（金）17時まで |
| ③ 参加申込書の提出期限     | 令和3年5月28日（金）17時まで |
| ④ 参加資格確認結果の通知期限  | 令和3年6月3日（木）       |
| ⑤ 質問の回答期限        | 令和3年6月3日（木）       |
| ⑥ 提案書の提出期限       | 令和3年6月11日（金）17時まで |
| ⑦ 選定委員会の開催       | 令和3年6月21日（月）【予定】  |
| ⑧ 選定結果の通知        | 令和3年6月下旬【予定】      |
| ⑨ 選定事業者との契約締結    | 令和3年7月上旬【予定】      |

### (4) その他

- ① 参加申込書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、岩手県一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- ② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

## 11 様式

プロポーザル実施に係る様式は、別紙のとおり。

- ① （様式1）参加申込書
- ② （様式2）質問書
- ③ （様式3）業務提案書表紙
- ④ （様式4）会社概要
- ⑤ （様式5）業務実績
- ⑥ （様式6）業務実施体制
- ⑦ （様式7）管理責任者の経歴・業務実績
- ⑧ （様式8）実務担当者の経歴・業務実績
- ⑨ （様式9）見積書
- ⑩ （様式10）参加辞退届